

平成 30 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について
平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき，次のとおり採択する。

2017 年（平成 29 年）8 月 2 日提出

藤沢市教育委員会
教育長 平岩 多恵子

平成 30 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により，中学校用教科用図書については，平成 27 年度採択と同一のものを採択する必要による。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

平成30年度使用藤沢市立中学校用教科用図書

教育委員会8月臨時会
議案第17号別紙

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号 ・番号	書名
国語	国語	38 光村	国語 731,831,931	国語
	書写	38 光村	書写 735	中学書写
社会	社会 (地理的分野)	46 帝国	地理 727	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	社会 (歴史的分野)	227 育鵬社	歴史 735	[新編] 新しい日本の歴史
	社会 (公民的分野)	227 育鵬社	公民 934	[新編] 新しいみんなの公民
	地図	46 帝国	地図 724	中学校社会科地図
数学	数学	17 教出	数学 731,831,931	中学数学
理科	理科	4 大日本	理科 728,828,928	新版 理科の世界
音楽	音楽 (一般)	27 教芸	音楽 727,827,828	中学生の音楽
	音楽 (器楽合奏)	27 教芸	器楽 774	中学生の器楽
美術	美術	116 日文	美術 728,828,829	美術
保健体育	保健体育	50 大修館	保体 727	保健体育
技術・家庭	技術・家庭 (技術分野)	2 東書	技術 724	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	技術・家庭 (家庭分野)	2 東書	家庭 724	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語	英語	15 三省堂	英語 730,830,930	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition